

運輸安全マネジメントに関する取り組み（貸切部門）

旅客自動車運送事業運輸規則及び当社安全管理規定に基づき、当社の運輸安全マネジメントに関し、次のように取り組みます。

1 輸送の安全に関する基本方針

公共運輸に従事するものとし輸送の安全確保が最も重要な課題であることを認識し、安全、安心、快適な輸送に努めます。

2 輸送の安全に関する目標

交通事故究極の目標 ゼロ の継続達成

・重大事故（自動車事故報告規則に規定する自動車事故）	発生	ゼロ	（令和6年度 0件）
・車内事故	発生	ゼロ	（令和6年度 0件）
・有責物損事故	発生	ゼロ	（令和6年度 1件）

3 輸送の安全に関する重点施策

1）厳正な点呼の実施

2）健康管理の徹底

- ・健康増進活動の推進
- ・安全輸送の障害となる、持病などの服用薬の排除及び体調の管理
- ・健康診断の年2回実施及び保健指導の充実
- ・脳ドックの受診

3）輸送の安全に関する指導教育の強化

＊ 事故惹起者教育の強化＊

- ・原因の究明及び再発防止を重点的に個別教育し、輸送の安全確保の重要性を認識させ、関係法令を遵守させる。

＊ 輸送の安全に関する教育及び研修計画＊

- ・運行管理者、整備管理者に対する教育計画 月1回実施
- ・乗務員に対する教育計画 月1回実施
- ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報（ヒヤリハットなど）を伝達、共有する。
- ・乗務員に対しドライブレコーダーを利用した指導教育の実施
- ・衝突防止装置導入後の輸送に関する安全教育の実施
- ・外部講師又は機関による安全教育の実施

4）輸送の安全確保に関する投資

- ・ドライブレコーダー（平成27年度導入）
- ・デジタルタコグラフ（平成28年度導入）
- ・衝突防止装置の導入（平成30年度導入）
- ・外部講師による安全教育の実施（令和6年度2回）
- ・健康診断の充実 年2回（令和1年～

4 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 令和6年度0件（令和7年3月現在）